

判決年月日	平成 2 8 年 6 月 2 1 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成27年(行ケ)10202号		
○ 「LINE」の欧文字と「ライン」の片仮名を二段に横書きしてなる商標について、社会通念上同一の商標の使用を証明したということとはできないとして商標登録を取り消した審決を、商標権者でない原告が被請求人とされた不適法な審判請求として却下すべきであったにもかかわらず、これをしなかったことは違法であるとして取り消した事例			

(関連条文) 商標法 50 条 1 項

(関連する権利番号等) 取消 2013-300940 号, 商標登録第 650400 号

判 決 要 旨

被告は、「LINE」の欧文字と「ライン」の片仮名を二段に横書きしてなる商標（本件商標）につき、その指定商品について継続して3年以上日本国内において商標権者等が使用した事実が存しないとして、特許庁に対し、原告を被請求人として、本件商標の商標登録の取消審判請求（本件審判請求）をしたところ（取消 2013-300940 号）、特許庁は、本件商標の商標登録を取り消す旨の審決をした。

審決は、原告及び通常使用権者は、要証期間内に使用商標を請求に係る指定商品中「化粧品」の範ちゅうに属する商品に使用したと認められるものの、その使用商標は本件商標と社会通念上同一の商標とはいえず、本件商標と社会通念上同一の商標の使用を証明したということとはできないなどと判断した。

本判決は、次のとおりに認定判断をして、審決を取り消した。

① 訴外会社及び原告の設立並びに商号及び本店所在地の変更の経緯と、本件商標の登録出願及び設定登録の経緯等を総合的に考慮すると、本件商標の商標権者は訴外会社であって、原告ではない。

② 本件審判請求は、正しくは商標権者である訴外会社を被請求人としなければならぬところ、原告を被請求人としてされた不適法なものであり、かつ、その補正をすることはできないことから、これを却下すべきであったにもかかわらず、審決がこれをしなかったことは違法である。

③ 原告が本件商標の更新手続を行い、特許庁長官も、申請者が訴外会社とは異なることを看過して更新登録をしてしまった可能性はあり得るが、更新手続が誤って行われたとしても、本件商標に係る商標権者は依然として訴外会社であったと解すべきものである。